

令和5年8月21日開会

令和5年8月21日閉会

令和5年第3回知多南部広域環境組合議会定例会会議録

知多南部広域環境組合議会

令和5年第3回知多南部広域環境組合議会定例会会議録目次

8月21日（月）

議事日程	1
出席及び欠席議員の番号・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	1
事務局職員出席者	2
開会	2
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
一般質問	4
認定第1号を上程	7
提案説明	8
採決	8
議員提出議案第1号を上程	9
提案説明	9
採決	9
閉会	10
会議録署名議員	11

会議に付された件名

- 1 議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 諸報告
- 5 一般質問
- 6 認定第1号 令和4年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 7 議員提出議案第1号 知多南部広域環境組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について

令和5年8月21日(月曜日)

令和5年第3回知多南部広域環境組合議会定例会会議録

令和5年8月21日（月） 午後2時15分開会

1 議事日程

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸報告

日程第5 一般質問

日程第6 認定第1号 令和4年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定
について

日程第7 議員提出議案第1号 知多南部広域環境組合議会の個人情報保護に関する条
例の制定について

2 本日の出席議員（16名）

1番 沢田 清 君	2番 小出義一 君	3番 山本裕介 君
4番 盛田克己 君	5番 成田勝之 君	6番 加藤代史子君
7番 鈴木浩二 君	8番 片山陽市 君	9番 石垣菊蔵 君
10番 大寄暁美 君	11番 中須賀敬 君	12番 大岩 靖 君
13番 青木信哉 君	14番 櫻井雅美 君	15番 甲斐百合子君
16番 鈴木一也 君		

3 本日の欠席議員（なし）

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

管理者	粂山芳輝 君	副管理者	久世孝宏 君
副管理者	伊藤辰矢 君	副管理者	石黒和彦 君
副管理者	八谷充則 君	副管理者	近藤千秋 君
会計管理者	長澤成江 君	事務局長	柘植信彦 君
事業課長	野村 孝 君	半田市市民経済部長	大山仁志 君
半田市環境課長	太田敦之 君	常滑市市民生活部長	水野善文 君
常滑市生活環境課長	鯉江剛資 君	南知多町厚生部長	相川和英 君
南知多町環境課長	富田和彦 君	美浜町厚生部長	高橋ふじ美君
美浜町環境課長	谷川雅啓 君	武豊町生活経済部長	飯田浩雅 君

武豊町環境課長 北河 晃 君

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

書記長 安藤俊成 君 書記 岩田康司 君

午後2時15分 開会

議長（青木信哉君）

それではただいまより定例会を開会いたします。

定例会の開会に先立ち、管理者から招集の挨拶をお願いいたします。

管理者（靱山芳輝君）

改めまして、皆様方こんにちは。管理者武豊町長の靱山芳輝でございます。本日ここに令和5年第3回知多南部広域環境組合議会定例会を招集を申し上げましたところ、猛暑日が続く、また大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から当組合の円滑な事業運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、このゆめくりんは供用開始から2年目を迎え、組合を構成する2市3町それぞれが、ごみ減量のため、様々な施策を展開していただいていることから、搬入されるごみの量も減少してきております。本議会の認定案件として、令和4年度の決算認定をご審議いただく中で、構成市町のごみ処理に係るコスト面において、広域化のメリットをご確認いただければと思います。引き続き、構成市町にはごみの減量化施策を講じていただくとともに、組合といたしましてもごみの適正な処理と施設の安定した維持管理を図って参ります。

また、コロナ感染症も、去る5月8日より5類感染症に変更され、徐々に緩和の方向となり、例年の行事やイベントなど、次第に戻ってきていることと思います。一方、例年のない厳しいこの夏の暑さがまだしばらく続くと想定されております。皆様方におかれましては、体調の管理には十分にご留意をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会におきましては、一般質問が1件、そしてご審議をいただきます案件は、認定案件として、令和4年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について、そして、議員提出案件として、知多南部広域環境組合議会の個人情報保護に関する条

例の制定についての2件を予定をいたしております。議案等の内容は、順次ご説明をさせていただきますので、慎重なご審議の上、ご認定、そしてご同意を賜りますようお願いを申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（青木信哉君）

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回知多南部広域環境組合議会定例会を開会し、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付したとおりです。よろしくお願いいたします。

日程第1 議席の指定

議長（青木信哉君）

日程第1、議席の指定を行います。

南知多町選出議員の議席を、ただいまご着席の議席といたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（青木信哉君）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第75条の規定により、小出義一議員、片山陽市議員を指名いたします。両議員よろしくお願いいたします。

日程第3 会期の決定

議長（青木信哉君）

次に、日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りをします。本定例会の会期は本日1日と定めませんが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 諸報告

議長（青木信哉君）

次に、日程第4、諸報告であります。

地方自治法第121条の規定により、関係職員の出席を求めましたので、ご報告をいたします。

また、監査委員から議長のもとに、令和5年4月分から令和5年6月分までの例月出納検査報告書の提出があり、配付した資料のとおりでありますので、これをもって報告に代えます。

日程第5 一般質問

議長（青木信哉君）

次に、日程第5、一般質問を行います。

今定例会の一般質問については、1名の議員より通告をいただいております。また、議会運営に関する申し合わせ事項により、質問時間は答弁及び再質問を含め、1人30分以内とし、関連質問は認めておりませんので、ご協力をお願いいたします。

なお、再質問にあたっては、当議会の質問形式が一問一答方式を採用していることに留意するとともに、答弁を求めたい事項のみ簡潔に行うことにご注意いただきますようお願いいたします。

また、当局の答弁につきましては、親切かつ明快なご答弁をお願いいたします。

それでは、鈴木一也議員の発言を許可いたします。質問席へお移りください。

16番（鈴木一也君）

皆さん、こんにちは。組合議会議員の鈴木一也です。

それでは、今回の一般質問の趣旨についてご説明をさせていただきます。

ゆめくりんが供用開始をして、約1年5ヶ月が経過いたしました。施設運営に際し、蒸気配管の故障や火災事故、昨今の世界情勢、経済情勢に起因するガソリン、灯油などの燃料価格などの、物価高騰など、組合事業が想定外の影響を受けているのではないかと懸念しております。ごみ処理施設は生活に密着した施設であり、個人の生活や社会活動に影響がないよう、安定した施設運営を継続していかなければなりません。焼却炉の稼働には、炉の温度を一定以上に保つために必要に応じて、多量の灯油を使用していると伺っており、事務局に確認したところ、昨年度は想定より多くの灯油を使用したとお聞きしました。

そこで、これら予期せぬ事態が組合及び各市町に与える影響について質問します。

1 点目、燃料費が当初予定より増えていると聞かが、どうなっていますか。

2 点目、増えているならその原因はどういうことなのでしょう。

3 点目、燃料費高騰分を作業員の削減などで経費削減はしてませんか。

以上3点について質問しますが、誠意あるご答弁をよろしくお願いします。

管理者（靱山芳輝）

ただいま鈴木一也議員から、ごみ焼却の際の燃料費につきまして3点のご質問をいただきました。

私からは③燃料費高騰分を作業員の削減などで経費削減はしていないかというご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

S P Cに確認をしたところ、知多南部広域ごみ処理施設運営に必要な職員数は45人として計画をしており、令和4年4月の供用開始当初は、施設運営の安定のために、協力企業からの応援や派遣社員を加え、職員数は60人でありました。令和4年度中には、施設運営の安定に合わせ、少しずつ応援人数等を減らし、年度末の職員数は56人でありました。令和5年4月からは、職員数を50人とし、安定した運営に努めているとのことであります。職員数については、施設運営初期の段階から計画的に当初の計画数の45人に近づけているものであり、経費削減のための作業員の削減ではないとのことであります。

S P Cと組合の20年間の管理運営委託契約では、燃料費である灯油は、ごみ処理施設を運営するための資材として、年間計画使用量7万8,000リットルが含まれておりますが、灯油使用量が増加した場合においても、組合に増加量分の追加負担は発生しない契約となっております。ただし、燃料費（灯油）の物価変動に関しては、±1.5%を超えた場合には、単価の改定をする場合もありますので、ご理解をいただきたいと思います。

私からのご答弁は以上であります。よろしくお願いします。

事務局長（柘植信彦君）

残りのご質問につきまして、順次ご答弁を申し上げます。

初めに、ご質問の1点目の燃料費が当初予定より増えていると聞かがどうなっているかについてであります。S P Cに確認したところ、灯油の計画使用量については、管理運営委託契約時の年間契約使用量は7万8,000リットルでありましたが、令和4年度の年間使用量は約31万8,000リットル、当初計画と比較して約24万リットルの増でありました。

続きまして、ご質問の2点目、増えているならその原因はについてであります。廃棄物

焼却炉はダイオキシン類の生成を抑えるために、燃焼温度を 800℃以上にすることが義務づけられております。ＳＰＣに確認したところ、ごみだけでは焼却炉内の温度を 800℃以上に保てない場合に、助燃剤として灯油を使用しているとのことでありました。令和４年度の灯油使用量の増加原因につきましては、燃やすごみの成分に水分が多かったことや焼却炉の点検による炉の停止などで炉の立上げや立下げが必要な場合に焼却炉の燃焼温度を 800℃以上に保つため、助燃材として灯油を使用したとのことであります。

以上であります。

１６番（鈴木一也君）

一通り答弁いただきましたが、若干の再質問をさせていただきます。

まず、町長の答弁で灯油の使用量が増加しても、組合の負担にはならないということをお聞きし、まずは一安心をしました。しかし、年間使用量が 7 万 8,000 リットルに対して約 24 万リットル増えたと 3 倍以上も増加したということですが、これは金額に直すといくらぐらい増えたことでしょうか。

事業課長（野村孝君）

ＳＰＣに確認したところ、令和４年度の灯油の増額分は、金額にして約 2,700 万円であったと伺っております。以上です。

１６番（鈴木一也君）

2,700 万円ということですけど、これがＳＰＣにとってどのぐらいの負担になるのかちょっとこちらでわかりませんが、今後も組合の負担にならないように、どうかよろしくお願いします。

では次に、２番目の再質問ですが、灯油の使用量の増加の要因についていくつか言われましたが、提案時に想定はできなかったのでしょうか。

事業課長（野村孝君）

提案時に想定できなかったかの再質問についてですが、ＳＰＣに確認したところですね、当初の提案時には炉の定期点検などによる稼働停止の必要回数や構成市町のごみ組成データを元によるごみの水分量などの分析、分別やリサイクルなど再資源化の取組み等を想定した上で、灯油の必要使用量を想定したとのことであります。しかしながらですね、ピット内におけるリチウムイオン電池の発火によるピット火災などにですね、消火に水を大量に使用する必要があったことやごみの水分量の増加などですね、想定外の事態が多くあったことから、灯油の使用量の増加したと考えられるとのことであります。以上で

す。

16番（鈴木一也君）

火災など想定外の事態ということでしたが、これからもプールなど、近隣施設に影響を起こさないように、取り組んでいってください。よろしくお願いします。

では、最後3番目の再質問ですが、一番心配しております職員への影響ですが、当初60人いた職員が現在50人と10人も減っています。この10人のうち、事務系の職員と現場で働く作業員の内訳はどうなっていますか。

事業課長（野村孝君）

S P Cに確認したところですね、令和4年度は60人のうち、事務系職員は13名、作業員は47名でありました。令和5年度は50人のうち、事務系職員は変わらず13名、作業員は37名でありました。

16番（鈴木一也君）

作業員だけ削減したということなんですが、残った作業員の残業が増えたり、休暇が取れないなど、現場で働く方の負担が、増えるようなことはないでしょうか。

事業課長（野村孝君）

S P Cにその点を確認したところですね、事務系職員、作業員とも残業はほとんどないとのことでした。また、有給休暇等ですね、取得しにくい状況にはなっていないと伺っております。以上です。

16番（鈴木一也君）

今のところ目立った影響はないようですが、現場の作業員さんの労働環境を一番に考えることと、今後も安定した施設運営に努めていただけるようよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（青木信哉君）

以上で鈴木一也議員の質問を終わります。

日程第6 認定第1号 令和4年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議長（青木信哉君）

次に、日程第6、認定第1号 令和4年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

当局の提案説明を求めます。

事務局長（柘植信彦君）

ただいまご上程賜りました、認定第1号 令和4年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。

認定をお願いいたしますのは、令和4年度にかかる本組合の一般会計歳入歳出決算で、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。資料といたしまして、令和4年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳出決算書、令和4年度決算に係る主要施策の成果報告書、令和4年度知多南部広域環境組合決算審査意見書を添付いたしております。

内容について、決算書によりご説明いたします。恐れ入ります。大きく飛びまして議案書の端に記載の20ページをご覧ください。実質収支に関する調書であります。区分の1、歳入総額は13億3,184万3,632円で、前年度と比べ約117億1,300万円の減額であります。区分の2、歳出総額は12億1,546万5,386円で、前年度と比べ約117億8,700万円の減額であります。歳入歳出の総額は、大きく減額しましたのは、ごみ処理中継施設を除く施設建設工事の完了に伴う建設費の減によるものであります。また、区分の3、歳入歳出差引額は1億1,637万8,246円となり、区分の5、実質収支額となります。

以上で説明を終わります。提出いたしました資料をご参照の上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長（青木信哉君）

提案説明は終わりました。

これより認定第1号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。認定第1号について討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本決算は認定することに賛成の議員の挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

全員賛成です。よって、認定第1号 令和4年度知多南部広域環境組合一般会計歳入歳

出決算は認定することに決定いたしました。

日程第7 議員提出議案第1号 知多南部広域環境組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について

議長（青木信哉君）

次に、日程第7、議員提出議案第1号 知多南部広域環境組合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の沢田清議員に提案説明を求めます。

1番（沢田清君）

ただいまご上程いただきました議員提出議案第1号 知多南部広域環境組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。議案書の43ページをご覧ください。この案を提出するのは、令和3年5月の個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、法律の対象から除かれている議会における個人情報の保護について、新たに本条例を制定する必要があるからであります。条例の内容につきましては、記載のとおりであります。

以上、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、議員提出議案第1号についての提案説明といたします。

議長（青木信哉君）

提案説明は終わりました。

これより議員提出議案第1号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。議員提出議案第1号について討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議員提出議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

全員賛成です。よって、議員提出議案第1号 知多南部広域環境組合議会の個人情報保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、今定例会に付議されました事件の議事は全て終了いたしました。

これにて、令和５年第３回知多南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後２時３２分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月14日

知多南部広域環境組合議会

議長 青木 信哉

会議録署名議員 小出 義一

会議録署名議員 片山 陽市